

## 新型コロナウイルス感染症の5類移行後(5月8日以降)の対応について

新型コロナウイルス感染症について5月8日より、感染症法上の位置づけが、「2類」から「5類」に移行することから、3月13日以降の扱いとして示した現在の対応方針を一部改訂し、自治労本部書記局内の対応について以下の通りとします。

なお、新型コロナウイルス感染症の陽性が確認された際の療養期間の扱いについては、当面、以下の通りとし、今後、政府の見解が提示された段階であらためて周知します。

1. 療養期間は医師の指定する期間とします。また、医師の診断がなく、抗原検査キットで陽性が確認された場合は、確認の翌日から5日間とします。この扱いについては、季節性インフルエンザも同様とします。
2. 現在、療養期間終了後に行っている抗原検査キットでの陰性確認は、不要とします。
3. 同居家族で新型コロナウイルス感染者が発生した場合は、感染拡大防止のため、極力出勤自粛を要請します。その際、出勤自粛を要請する期間は、同居家族の陽性が確認された翌日から5日間とします。
4. 自治労本部書記局内、本部主催の会議・集会におけるマスクの着脱は、原則として、個人の判断を尊重します。ただし、会議・集会を主催する総合局、評議会等の判断によって、参加者にマスク着用を推奨することは可能とします。
5. 本部主催会議・集会の運営については以下の対応とします。
  - ① 参加者への事前周知として、37.5度以上の熱がある、風邪の症状がある、息苦しきやだるさなどの症状がある方は参加の自粛を要請します。検温の実施は、主催する総合局、評議会等の判断で行います。
  - ② 上記①のほか、基本的な感染防止対策として、手指消毒、窓・扉の開閉による会場の換気などを行います。
  - ③ 外部施設を利用する際は、開催地の自治体およびその施設の感染拡大防止「ガイドライン」等を確認し、施設管理者と連携して、感染防止の取り組みを進めることとします。
  - ④ 交流会、懇親会を開催する場合、参加者各自で必要な感染防止対策を行うように要請します。

- ⑤ 本部主催の会議・集会において、感染者が確認された際、主催の総合局、評議会等に報告を要請していましたが、5類移行後は本部への連絡を不要とします。また、本部内で感染者が発生した場合の各県本部への事務連絡での周知は取りやめることとします。
- 6. 感染防止と通勤緩和のため、2020年7月から開始した時差出勤は、本格導入し、始業終業時刻の前後1時間の範囲とする内容で就業規則を改正します。なお、申請にあたっては、局内で全役職員不在となる時間が生じることがないよう局内で事前の確認、調整を行うものとします。
  - ① 8:00～16:30
  - ② 8:30～17:00
  - ③ 9:00～17:30
  - ④ 9:30～18:00
  - ⑤ 10:00～18:30
- 7. 同様の主旨で2020年8月1日から開始した自転車通勤について、本格導入し、賃金運用内規を改正します。
- 8. 今後の状況に応じて、随時、運用を見直すこととします。

以上